

土地・家屋価格などの縦覧

照会先
 税務課土地係 ☎7731
 家屋係 ☎28783

固定資産税に関して、納税者などが確認や判断を行うために必要な情報を開示することにより、固定資産税に対する納税者などの信頼を確保するため、土地・家屋縦覧帳簿（以下「縦覧帳簿」という）を作成し、この縦覧帳簿による縦覧（無料）を行います。納税者は他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを判断できるようになっています。

また、課税台帳の閲覧（有料）は、本人の資産に関する部分はいつでも閲覧できます。

◆縦覧期間

4月2日（月）から平成19年度の最初の納期限である5月1日（火）まで（土・日曜日、祝日は除く）

◆縦覧場所

・ 税務課
 ・ 各地域事務所（各地域事務所が保管する分のみ）

◆縦覧帳簿

▽土地の縦覧帳簿Ⅱ土地の縦覧帳簿の記載事項は、所在、地番、地目、地積、評価額

▽家屋の縦覧帳簿Ⅱ家屋の縦覧帳簿の記載事項は、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額
 ※いずれの縦覧帳簿にも、所有者氏名や課税標準額については、記載されていません。
 ※縦覧帳簿のコピーはできません。

◆縦覧できる人

固定資産税の納税者であること。ただし、免税点未満の場合には、納税者から除外されるため縦覧できません。また、土地のみを所有する納税者は家屋の縦覧ができず、逆に家屋のみを所有する納税者は土地の縦覧ができます。借地・借家人については、縦覧はすることができませんが、一定の固定資産税については課税台帳の閲覧ができますので、「権利関係を示す書面等」を持参してください。

このほか、市町村境の土地・家屋を所有する納税者が他市町村の縦覧を請求するような場合も、その市町村の納税者でなければ縦覧できませんので、ご理解

をお願いします。ただし、固定資産税の路線価については全市町村で公開していますので、窓口で申し出てください。

なお、納税管理人や納税者と同じ居の親族については、納税通知書・課税明細書を持参すれば、納税者の代理人として縦覧できます。

◆申請に必要なもの

印鑑・運転免許証など本人確認のできるもの。また、納税通知書および同時に送付する課税明細書を持参すれば、本人確認と同時に土地・家屋所有の別も確認できます。

※納税通知書は、課税明細を同封して4月2日（月）に発送予定です。

評価額の審査申出

固定資産税の納税義務者の方は、固定資産税の評価額について、次の場合に審査の申出をすることができます。

▽地目の交換、家屋の改築または損壊などの事情がある場合

▽地価の下落により修正された価格に不服がある場合

◆審査申出期間 4月2日（月）から納税通知書の交付を受けた日の60日後まで

◆照会先 総務財政課

市民課

国保年金課

税務課

の窓口を

午後7時まで
延長します

期間 3月26日（月）
～4月6日（金）

※ただし、土・日曜日は除きます。

時間 午後5時15分
～午後7時

窓口と業務

市民課
 （本庁北舎1階）
 ☎23-7700

転出・転入・転居などに伴う手続きや、戸籍・住民票の写しなどの交付
 ※ただし、外国人登録、他課・他市町村・他機関との連絡調整を必要とする業務は取り扱えませんのでご了承ください。

国保年金課
 （本庁北舎1階）
 ☎23-7701

転出・転入・転居などに伴う国民健康保険、年金の手続き

税務課
 （本庁南舎1階）
 ☎23-7731

税金に関する証明書の交付
 ※ただし、縦覧、閲覧はできません。課税の詳細についての説明や、過年分の証明などについては対応できない場合もありますのでご了承ください。

※窓口業務の延長は、**本庁だけ**で実施します。各地域事務所、東部・西部支所、本町サービスセンターでは行いません。